

第 1 部

総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、東京都防災会議が策定する計画である。その目的は、都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、都の地域における大規模な火災、爆発、車両の大規模な衝突事故等のような、通常の事故と異なり、社会的に大きな影響を及ぼす又はその可能性がある大規模な事故災害に係る予防、応急対策及び復旧を実施し、都の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を大規模な事故災害から保護することにある。

2 計画の前提

- 我が国においては、平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災や、令和元年8月の大雨に伴う佐賀県における鉄工所からの油流出事故など、大規模な事故災害が発生しており、都においてもその予防、応急及び復旧対策を着実に実施していく必要がある。
- また、都においては、東京2020大会を間近に控えるとともに、東京マラソンをはじめとする大規模なイベントが各地で開催されており、日本のみならず海外からも多くの観光客が訪れていることから、公共交通機関の安全や大規模イベント等における事故防止の重要性は増している。
- さらに、近年の国際情勢に鑑みると、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)に基づく対応が必要な大規模テロには至らないが、小規模なテロによる災害も発生する可能性があり、こうした事態への対処も必要となっている。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障害者、子供、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。
災害対策基本法の改正主旨等を踏まえて、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女双方など多様な性の在り方に配慮した視点で防災対策を推進していく。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、避難所に感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進していく。
- この計画は、実災害から得た教訓及び都民・都議会などの提言を可能な限り反映し、策定した。

(資料第1 過去の主な大規模事故等 P249)

第2節 計画の構成

- この計画は、都及び防災機関が行うべき大規模事故対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

| 構成 | 主な内容 |
|--------------------|---|
| 第1部 総則 | 東京の概況と、都及び防災機関の役割 等 |
| 第2部 災害予防計画 | 都及び防災機関が行う予防対策、都民及び事業者が行うべき措置 等 |
| 第3部 災害応急・復旧対策計画 | 大規模災害発生後に都及び防災機関がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等 |

- なお、平成30年8月に、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）（以下「石災法」という。）に基づき、東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定された。これに伴い、東京国際空港地区における防災対策等は、一義的には石災法に基づき令和元年12月に策定された、石油コンビナート等防災計画に基づき対応することとなるが、同計画に定めのない事項は、災害の状況に応じ、都地域防災計画各編及び関係区市町村地域防災計画等の関連事項を準用し、必要な対策を実施するものとする。
- 都の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく対応となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、本計画に基づき対応する。
- なお、本計画は、いわゆる CBRNE 災害又はこれが疑われる事案に対する対応を含む。この際、CBRNE 災害はテロによるものだけでなく、平常時の事故を含むことも留意する。
- ※ 事態認定とは、政府が定める対応基本方針又は緊急対応事態対応方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対応事態として認定すること。
- ※ CBRNE 災害とは、Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Nuclear・Radiological（核・放射性物質）、Explosive（爆発物）に起因する災害のこと。

第3節 計画の習熟

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、大規模事故対策を推進する必要がある。このため、大規模事故に関する施策・事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、大規模事故に関する調査・研究に努め、

所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、大規模事故への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

- この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。

第2章 市街地等の概況

- 東京都は、区部及び多摩地域の内陸部と伊豆諸島及び小笠原諸島などの島しょ部からなっている。
- 平成27年(2015年)国勢調査による東京都の人口は、1,351万5,271人となり、前回22年(2010年)の1,315万9,417人に比べ、35万5,854人(2.7%)の増加となっている。

人口を地域別にみると、区部は、927万2,740人で、22年に比べ32万7,045人(3.7%)増加し、総人口に占める区部の割合は68.6%である。

また、22年からの人口増加数の91.9%が区部における増加となっている。

多摩地域の人口は、421万6,040人で、22年に比べ3万133人(0.7%)増加、島しょ部の人口は、2万6,491人で、22年に比べ1,324人(4.8%)の減少となっており、東京都の人口は、区部・多摩地域で増加したが、島しょ部では減少となった。
- また、東京都の民間事業所数は、平成28年(2016年)経済センサス-活動調査によると68万5,615所である。

産業別の事業所数構成比は、卸売業，小売業 24.2%、宿泊業，飲食サービス業 14.3%、不動産業，物品賃貸業 9.0%、医療，福祉 7.8%、生活関連サービス業，娯楽業 7.5%、製造業 7.0%、学術研究，専門・技術サービス業 6.6%、建設業 6.4%である。

産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が34.5%と突出して高く、次いで学術研究，専門・技術サービス業の18.4%、不動産業，物品賃貸業の15.8%、宿泊業，飲食サービス業の12.8%と続いている。
- 情報通信業では、全国の従業者の約半分が東京に集中している。

また、人口、物流拠点の集中などにより旅客、貨物輸送量ともに多いことから、運輸業が集中している。
- このように、東京は人口や産業が集中する巨大都市であり、高層建築物や大規模な地下街も多く、一方で現在も、木造住宅密集地域が広く分布していることから、火災等が発生した場合、大規模な事故災害に発展する可能性がある。
- 本章においては、市街地、林野の状況等について記載する。

第1節 市街地の状況

- 東京を災害に強いまちにするためには、木造住宅密集地域の再開発、公園、広場等のオープンスペースの確保、道路の整備といった諸施策を進めることが基本であり、市街地の不燃化は最も重要な要素である。
- 本節においては、不燃化の状況と地下街、高層建築物の状況について記載する。

1 不燃化の状況

- 防災都市づくりの基本施策の一つとして、市街地の不燃化は重要な要素となっている。このため、都は従来から都市防火不燃化促進事業、市街地再開発事業、防火地域の指定による個々の建築物の規制、誘導等を通じ、都市防火構造化の施策を実施してきたが、都市の不燃化は依然として重要課題として残されている。
- 区及び多摩地域における不燃化の状況は次のとおりである。

不燃化率の推移

| | 平成 13年度 | 平成 14年度 | 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 区 部 | 57.9 | | 60.7 | | 62.8 | | 65.6 | |
| 多摩都市部 | | 44.2 | | 45.5 | | 46.0 | | 47.5 |
| 山 村 部 | | 18.0 | | 19.9 | | 18.8 | | 19.1 |
| 島しよ部 | | 37.4 | | 37.4 | | 35.6 | | 36.1 |

(注) 不燃化率＝全建築物に対する耐火造及び準耐火造の建築面積の割合(%)

2 地下街等の状況

- 都内には、約 71,000 カ所(※1)の地下空間が存在し、年々増加の傾向である。その中には地下街や地下鉄など不特定多数の人が利用する空間が存在している。
- 地下街のうち、床面積が1万㎡を超える地下街は8ヶ所あり、この延床面積は合計約212,000㎡となる。
また、最も利用者の多い地下街は新橋駅東口地下街であり、1日約33万人に及んでいる。
- 地下鉄の駅は約290ヶ所あり、利用者数は年々増加し、平成29年度の平均利用者数は1日約1,000万人(※2)に及んでいる。

※1 東京消防庁「東京消防庁統計書」より

※2 乗車数、降車数の総人数

- 令和2年4月現在の現況は次のとおりである。

地下街一覧表(都都市整備局)

| 地下街名(通称名) | 所在地 | 経営主体 | 開設日 | | 階層 | 延床面積(㎡) | 用途別延床面積(㎡) | | | |
|----------------|---------|----------------|---------|-----------|------|---------|------------|-------|-------|-------|
| | | | 年月日 | 年月日 | | | 駐車場 | 地下道 | 店舗 | その他 |
| 池袋東口地下街(I.S.P) | 豊島区東池袋1 | (株)池袋ショッピングパーク | S39.9.2 | S32.12.28 | 地下3層 | 15,434 | 6,584 | 2,495 | 4,356 | 1,999 |

第2章 市街地等の概況

第1節 市街地の状況

| 地下街名(通称名) | 所在地 | 経営主体 | 開設日 | | 階層 | 延床面積(㎡) | 用途別延床面積(㎡) | | | |
|-----------------------|----------------|------------|-----------|-----------|------|---------|------------|--------|--------|-------|
| | | | 年月日 | 年月日 | | | 駐車場 | 地下道 | 店舗 | その他 |
| 八重洲地下街 | 中央区八重洲2 | 八重洲地下街(株) | S40.6.1 | S31.6.6 | 地下3層 | 69,185 | 25,336 | 16,729 | 18,166 | 8,954 |
| 新宿駅東口地下街(ルミネエスト) | 新宿区新宿3 | (株)ルミネ | S39.5.20 | S35.5.17 | 地下3層 | 18,675 | 7,343 | 3,420 | 4,145 | 3,767 |
| 新宿駅西口地下街(小田急エース) | 新宿区西新宿1 | 小田急電鉄(株) | S41.11.25 | S35.6.15 | 地下3層 | 28,130 | 18,004 | 2,363 | 3,772 | 3,991 |
| 京王新宿名店街(京王モール) | 新宿区西新宿1 | 京王地下駐車場(株) | S51.3.10 | S38.10.30 | 地下6層 | 17,086 | 10,424 | 1,432 | 1,950 | 3,280 |
| 池袋西口地下街(東武ホープセンター) | 豊島区西池袋1 | 東武鉄道(株) | S44.4.2 | S40.6.7 | 地下3層 | 14,709 | 6,405 | 2,795 | 2,637 | 2,872 |
| 新橋駅東口地下街(ウィング新橋・しんちか) | 港区新橋2 | (株)京急百貨店 | S47.6.1 | S41.8.24 | 地下4層 | 10,149 | 4,467 | 2,029 | 1,580 | 2,073 |
| 新宿サブナード | 新宿区歌舞伎町1、新宿3 | 新宿サブナード(株) | S48.9.15 | S43.2.23 | 地下2層 | 38,449 | 14,952 | 10,078 | 7,449 | 5,970 |
| 渋谷地下街 | 渋谷区渋谷2 | 渋谷地下街(株) | S32.12.1 | | 地下1層 | 4,676 | | 1,447 | 2,967 | 261 |
| 浅草地下街 | 台東区浅草1 | 浅草地下道(株) | S30.1.28 | | 地下1層 | 1,347 | | 520 | 603 | 224 |
| 京王吉祥寺駅地下街 | 武蔵野市吉祥寺南町2 | 京王電鉄(株) | S42.11.27 | | 地下2層 | 3,702 | 1,844 | 0 | 1,858 | 0 |
| 京王モールアネックス | 新宿区西新宿1丁目19番地先 | 京王電鉄(株) | H17.10.25 | | 地下6層 | 847 | 0 | 0 | 734 | 113 |
| 吉祥寺駅地下街 | 武蔵野市吉祥寺南町1 | (株)アトレ | S44.12.3 | | 地下1層 | 1,403 | 0 | 843 | 560 | 0 |

(注) 1 地下街開設及び都市計画決定の年月日は、当初である。

2 延べ面積は、駐車場面積を含む。

3 高層建築物の状況

- 都内には高層建築物、超高層建築物が数多く存在し、現在建設中又は計画中のものも多い。このうち高さが45mを超える高層建築物は3,470棟あり、そのうち100mを超える超高層建築物は525棟、さらに200mを超える超高層建築物が34棟となっている(令和2年(2020年)(今後竣工予定含む。))。

(資料第2 地域別・高さ別高層建築物一覧表 P254)

- 200mを超える超高層建築物の現況は次のとおりである(今後竣工予定含む。)
(令和2年4月1日現在)

| 名 称 | 所 在 | 竣工年月 | 階数(地上/地下) | 高さ(m) | 延面積 |
|------------------------------|----------------|---------------|-----------|--------|---------|
| 東京スカイツリー | 墨田区押上1-1 | H24.2 | 32/3 | 470.88 | 229,812 |
| 虎ノ門ヒルズ森タワー | 港区虎ノ門1 | H26.9 | 52/5 | 255.50 | 244,305 |
| 東京ミッドタウンミッドタウン・タワー | 港区赤坂9 | H19.1 | 54/5 | 248.10 | 387,079 |
| 東京都庁第一庁舎 | 新宿区西新宿2-8 | H3.2 | 48/3 | 243.40 | 194,593 |
| NTTドコモ代々木ビル | 渋谷区千駄ヶ谷5-24-10 | H12.9 | 27/3 | 239.85 | 51,122 |
| 八重洲二丁目北地第一種地再開発事業 (A-1街区) | 中央区八重洲2-2 | R4.7 竣工予定 | 45/4 | 238.37 | 283,896 |
| 六本木ヒルズ森タワー | 港区六本木6 | H15.3 | 54/6 | 238.05 | 379,409 |
| 東京オペラシティ | 渋谷区本町1-1 | H8.7 | 54/4 | 234.37 | 311,140 |
| 新宿パークタワー | 新宿区西新宿3-7 | H6.3 | 52/5 | 232.63 | 301,143 |
| 住友不動産六本木グランドタワー | 港区六本木3 | H28.9 | 40/5 | 230.76 | 107,747 |
| (仮)渋谷駅地区駅街区開発計画 | 渋谷区渋谷2 | R10.3 竣工予定 | 46/7 | 228.30 | 268,319 |
| サンシャイン60 | 豊島区東池袋3-1 | S53.3 | 60/3 | 226.20 | 585,895 |
| 新宿センタービル | 新宿区西新宿1-25 | S54.10 | 54/4 | 223.00 | 164,100 |
| 虎ノ門ヒルズレジデンシャルタワー | 港区愛宕1 | 時期未定 | 54/4 | 221.55 | 121,000 |
| 汐留シティセンター | 港区東新橋1 | H15.1 | 43/4 | 215.75 | 264,976 |
| 電通本社ビル | 港区東新橋1 | H14.11 | 48/5 | 213.33 | 218,458 |
| 大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業A棟 | 千代田区大手町2 | R3.3 竣工予定 | 40/5 | 212.00 | 146,441 |
| 新宿住友ビル | 新宿区西新宿2-6 | S49.3 | 52/4 | 212.00 | 176,443 |
| 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー | 港区海岸1 | R2.5 | 40/2 | 208.83 | 181,777 |
| 新宿野村ビル | 新宿区西新宿1-26 | S53.5 | 53/5 | 209.90 | 117,882 |
| 新宿三井ビル | 新宿区西新宿2-1 | S49.9 | 55/3 | 209.40 | 179,671 |
| ザ・パークハウスタワー西新宿タワー60 | 新宿区西新宿5 | H29.4 | 60/2 | 208.97 | 103,909 |
| アークヒルズ仙石山森タワー | 港区虎ノ門・六本木 | H24.6 | 48/4 | 206.69 | 143,331 |
| 赤坂インターシティAIR | 港区赤坂1 | H29.4 | 38/3 | 205.08 | 178,328 |
| グラントウキョウノースタワー | 千代田区丸の内1 | H19.10 | 43/4 | 205.00 | 212,333 |

第2章 市街地等の概況

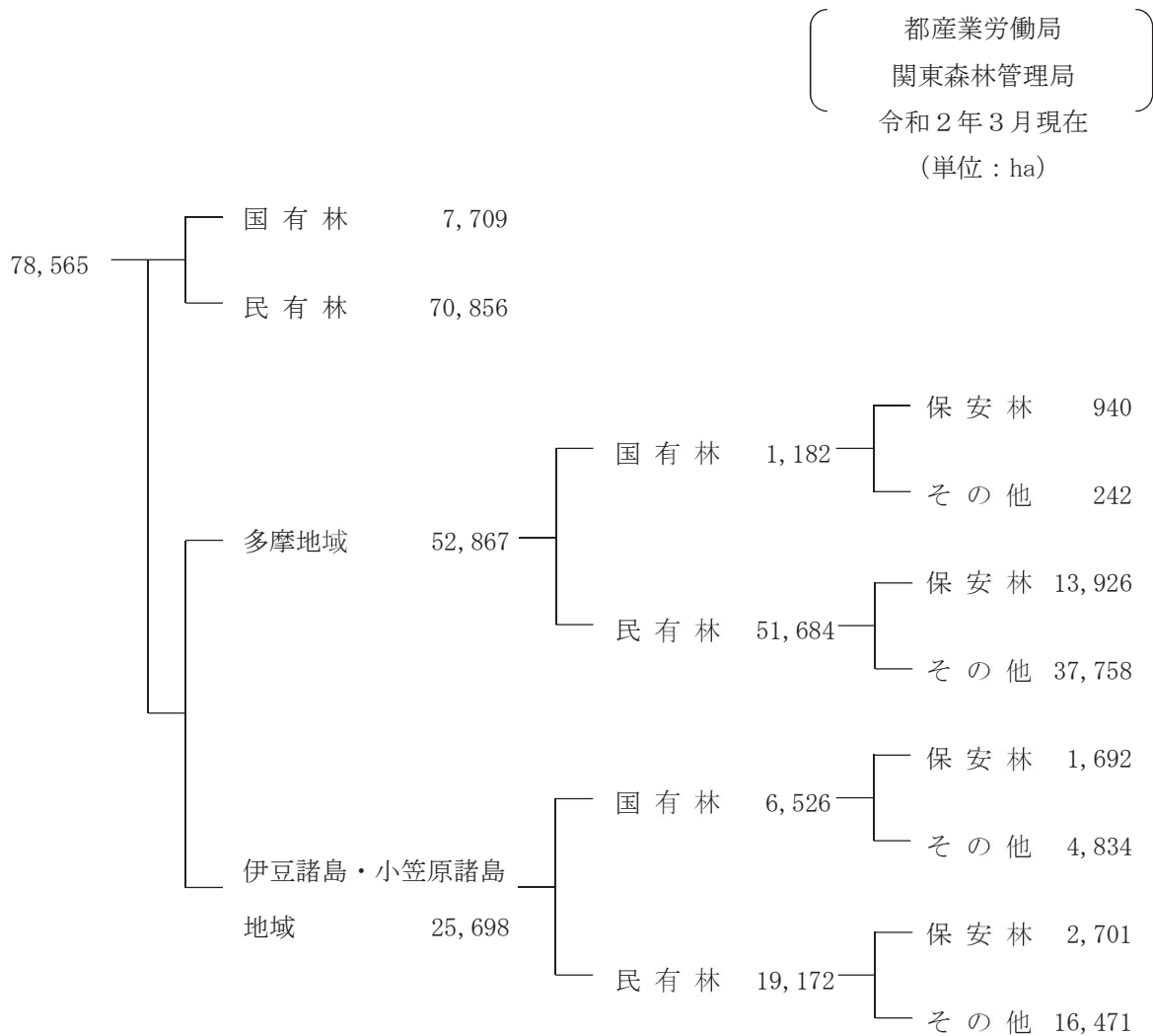
第2節 林野の状況

| 名称 | 所在 | 竣工年月 | 階数(地上/地下) | 高さ(m) | 延面積 |
|-----------------------------------|-----------------|--------------|-----------|--------|---------|
| グラントウキョウサウスタワー | 千代田区丸の内1 | H19.10 | 42/4 | 205.00 | 139,515 |
| モード学園コクーンタワー | 新宿区西新宿1 | H20.10 | 50/4 | 203.65 | 80,865 |
| 泉ガーデンタワー | 港区六本木1 | H14.6 | 43/4 | 201.00 | 157,365 |
| 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業施設建築物 B-2 街区 | 港区麻布台1-12、13 外 | R5.3 竣工予定 | 54/5 | 237.20 | 168,798 |
| 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業施設建築物 B-1 街区 | 港区麻布台1-32-6 外 | R5.3 竣工予定 | 64/5 | 262.89 | 185,228 |
| 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業施設建築物等 A 街区 | 港区麻布台1-314-3 外 | R5.3 竣工予定 | 64/5 | 325.11 | 460,248 |
| 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 A-1 街区施設建築物 | 港区虎ノ門2-108-1 | R5.7 竣工予定 | 49/4 | 265.75 | 238,442 |
| 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業複合棟 - 1 | 港区三田3-11-2 他 | R7.4 竣工予定 | 42/4 | 210.29 | 199,710 |
| (仮称)歌舞伎町一丁目地区開発計画 | 新宿区歌舞伎町1-29-1,3 | R4.9 竣工予定 | 48/5 | 225.00 | 88,077 |

第2節 林野の状況

- 都における森林は、多摩地区及び島しょに約79,000ha存在している。
- 米国カリフォルニア州北部では平成30年(2018年)11月、大規模な森林火災が発生し、少なくとも死者85名、18,000棟以上の建物が焼失する被害が発生した。焼損面積は約620km²に上り、東京23区とほぼ同じ面積が焼失したことになる。
- 東京都では平成30年(2018年)中、1件の林野火災が発生している。
- 都内の森林面積については、次のとおりである。

1 全森林



※国有林以外は、平成30年4月現在のものである。

※端数処理により、合計は合わないことがある。

2 国有林

- 都内の国有林は、7,709haで高尾山を中心とする八王子市と小笠原諸島に多く存在する。その状況は、次のとおりである。

(単位: ha)

| 区市町村 | 八王子市 | 神津島村 | 三宅村 | 八丈町 | 青ヶ島村 | 小笠原村 | 計 |
|------|-------|------|-----|-----|------|-------|-------|
| 面積 | 1,182 | 13 | 152 | 25 | 148 | 6,188 | 7,709 |

(注) 端数処理により合計と一致しない。

3 保安林

- 水源のかん養、土砂の流出・崩落・飛砂の防備、風害・水害・干害の防備、火災の防備、航行の目標保存、公衆の保健及び風致の保存等を目的として保安林の指定を行っている。
(資料第3 流域別保安林の面積現況 P255)

第3章 危険物施設等の概況

- 人口・産業の密集する東京では、危険物の事故は大きな人的被害・経済的損失を引き起こす可能性がある。
- 平成7年(1995年)には地下鉄サリン事件が、平成20年(2008年)には放射性物質イリジウム192盗難事件が発生するなど、人為的な危険物事故災害についても警戒が必要である。
- 本章では大規模事故を引き起こす可能性がある危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等の概況について記載する。
- なお、東京国際空港地区は、石油等の貯蔵量が一定量を超過する見込みとなったため、石炭法に基づき平成30年8月に、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

第1節 危険物等の範囲

- 大規模事故の原因となる危険物等として本編で対象とするのは、危険物(消防法第2条)、高圧ガス(高圧ガス保安法第2条)、火薬類(火薬類取締法第2条)、毒物・劇物(毒物及び劇物取締法第2条)及び放射線(放射性同位元素等の規制に関する法律第2条)である。

第2節 危険物施設等の現況

- 都における危険物等施設は、多種類にわたり広範囲に分布している。
- 本節においては消防法上の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等について、その状況を明らかにする。

1 危険物施設

- 都内の危険物施設は、令和元年(2019年)12月31日現在12,545か所(区8,376、多摩3,734、島しょ435)あり、地域特性的には再開発が多い23区内で微増し、多摩地区では減少している。
- 東京国際空港地区では、令和元年12月に屋外タンク貯蔵所2基が完成するなど、危険物の貯蔵・取扱量が増加している。
- 施設の態様ごとにみると、減少傾向から、近年横ばいに推移している。
- 貯蔵し、又は取り扱う危険物を類別にみると、第四類が98%を占め、その内訳はガソリン等の第一石油類16%、灯油・軽油等の第二石油類53%、重油等の第三石油類27%、その他4%となっている。

2 高圧ガス施設

- 高圧ガス施設(液化石油ガス施設を除く。)については、第一種製造所数は669か所、第二種製造所数は7,420か所あり、このうち冷凍施設の一種は499か所、二種は6,252か所に区分される。

また、貯蔵所は1,637か所あり、このうち一種は138か所、二種は1,499か所に区分され、可燃性ガス、毒性ガス、酸素等を扱っている。

(資料第4 高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所一覧表 P256)

- 液化石油ガス施設については、高圧ガス保安法上の第一種製造所数は93か所、第二種製造所は17か所あり、スタンド、充てん所等に区分され、また、液化石油ガス法上の販売事業所が645か所ある。

(資料第5 液化石油ガスの製造事業所及び販売事業者一覧 P257)

3 火薬類施設

- 火薬類の施設には、火薬類製造所、火薬庫、火薬庫外貯蔵場所がある。
- このうち、火薬類製造所の2か所(関東東北産業保安監督部所管)は山間地帯にあり、火薬庫117棟は主として多摩地域にあって、その周囲を土堤で囲み、さらに保安距離を設けるなど、一般人家等に対する安全は確保されている。
- また、少量の火薬類を貯蔵する火薬庫外貯蔵場所は、都内に広く分布しているが、法令に基づく基準の遵守と取扱いの慎重な配慮がなされている。
- 許可及び指示済火薬貯蔵場所数の状況は、次のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

| 区 分 | 火薬庫 | 火薬庫外貯蔵場所 |
|------|-----|----------|
| 区部 | 6 | 301 |
| 多摩地域 | 99 | 92 |
| 島しょ | 12 | 7 |
| 計 | 117 | 400 |

4 毒物・劇物施設

- 毒物・劇物取扱施設は、「毒物・劇物営業者」、「特定毒物研究者・使用者」、「毒物・劇物業務上取扱者」の3つに分けられる。
- 令和2年(2020年)3月31日現在、都内の毒物・劇物取扱施設は、次のとおりである。

| 区 分 | 毒物・劇物 営業者 | 特定毒物 研究者・使用者 | 毒物・劇物業務上 取扱者(要届出) |
|------|--------------|-----------------|----------------------|
| 区部 | 6,470 | 80 | 248 |
| 多摩地域 | 958 | 34 | 26 |
| 島しょ | 19 | 0 | 0 |
| 計 | 7,447 | 114 | 274 |

(資料第6 毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧表 P259)

5 放射線等使用施設

- 放射性同位元素(RI)を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに放射線障害の防止に努めなければならない(医療法施行規則第30条の25)。
- 放射性同位元素(RI)は、放射性同位元素等の規制に関する法律により、その管理が厳しく規制されているものの、教育、研究、医療用のほか、一般企業においても広範に使用されている。
- また、使用目的を達したRIは、一定量当該機関に貯蔵されている。
- 機関別使用事業所数は、次のとおりである。

(平成31年3月31日現在)

| 区分 | 教育機関 | 研究機関 | 医療機関 | 民間機関 | その他の機関 | 計 |
|------|------|------|------|------|--------|-----|
| 事業所数 | 83 | 45 | 116 | 419 | 81 | 744 |

(資料第7 RI法対象事業所一覧 P260)

6 危険物積載船係留施設

- 東京港には、原油精製施設がないため、巨大タンカー船等の係留施設は存在しない。比較的大規模なものでは、出光興産(株)東京油槽所No.2バースの2,491トン、No.1バースの749トン、三愛石油株式会社羽田支社の受入棧橋の3,987トンであるが、その3か所以外は、全て500トン以下の小型タンカー係留施設である。

第4章 交通等の現況

- 東京には、人口・産業の集中とともに、物流の集中もあり、交通等の現況は過密な状態となっている。
- こうした過密な船舶、航空機、鉄道等における事故は、多数の人を巻き込み、社会的にも大きな影響を及ぼす事故災害となる可能性がある。
- 本章では、船舶、航空機、鉄道道路等の概況を記載する。

第1節 船舶

- 東京港は、首都東京の消費及び生産に必要な物資の海上輸送基地として重要な役割を果たしている。

(資料第8 東京港の現況 P266)

(資料第9 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図 P267)

- 令和元年の入港船舶の状況は、次のとおりである。

(単位：隻)

| 総数 | 内訳 | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| | 23,382 | 外航船 | 5,247 | 日本船 |
| 外国船 | | | | 5,230 |
| 内航船 | | 18,135 | 貨物船 | 14,353 |
| | | | タンカー | 366 |
| | | | 砂利船 | 3,214 |
| | | | 鋼材船 | 151 |
| | | | その他 | 10,622 |
| | | | カーフェリー | 349 |
| | | | 客船 | 1,606 |
| | | | その他 | 1,827 |

第2節 航空機

- 東京都内には、公共用飛行場として、東京国際空港、調布飛行場、東京ヘリポート等がある。
- 東京国際空港は、1日平均約1,256便の航空機が発着し、年間8,692万人と旅客数の多い空港である。
- 令和元年(2019年)の東京国際空港の航空旅客数は、1日平均、国内線187,350人、国際線50,788人となっている。
- 東京国際空港を発着する航空機については、令和2年3月29日より国際線のニーズが高い時間帯に限り新飛行経路を運用している。

各空港旅客数 (単位:人)

(令和元年)

| | 東京国際空港(羽田空港) | | 調布飛行場 |
|-----|--------------|------------|--------|
| | 国内線旅客数 | 国際線旅客数 | 国内線旅客数 |
| 1月 | 5,243,629 | 1,482,441 | 7,930 |
| 2月 | 5,087,572 | 1,401,355 | 7,272 |
| 3月 | 5,953,363 | 1,659,785 | 9,090 |
| 4月 | 5,227,636 | 1,546,449 | 7,892 |
| 5月 | 5,717,119 | 1,519,099 | 8,705 |
| 6月 | 5,396,513 | 1,538,072 | 6,867 |
| 7月 | 5,800,873 | 1,597,517 | 7,451 |
| 8月 | 6,570,337 | 1,647,135 | 10,534 |
| 9月 | 5,981,398 | 1,495,009 | 7,820 |
| 10月 | 5,797,147 | 1,537,255 | 6,974 |
| 11月 | 6,006,187 | 1,553,895 | 7,922 |
| 12月 | 5,601,037 | 1,559,470 | 8,584 |
| 計 | 68,382,811 | 18,537,482 | 97,041 |
| 合計 | 86,920,293 | | |

第3節 鉄道

- 都内には、都交通局、JR 及び私鉄各社の鉄道が敷設されている。
(資料第10 鉄道施設の現況 P268)
- 東京における鉄道には1日およそ3,000万人もの人が乗車しており、通勤・通学や地域の人々の重要な移動手段となっている。
- 平成17年(2005年)4月に発生したJR西日本の福知山線脱線事故では、死者107名、負傷者563名という大きな被害が出ているように、これらの過密な鉄道で一度事故が起これば大惨事になる可能性がある。
- 都内における主な鉄道の機関別乗車人員等は、次のとおりである。

(平成30年度)

| 機関名 | | 路線数 | 軌道延長 (km) | 1日平均 乗車人員 (万人) | 備考 |
|-----------|-----|-----|--------------|----------------------|----------|
| 都交通局 | 都電 | 1 | 12.2 | 4.8 | |
| | 地下鉄 | 4 | 109.0 | 316.6 | |
| | 新交通 | 1 | 9.7 | 8.9 | |
| JR 東日本 | | 18 | 419.8 | 961.6 | |
| 東武鉄道 | | 4 | 32.8 | 91.7 | |
| 東急電鉄 | | 7 | 67.6 | 201.1 | 世田谷線を含む。 |
| 京成電鉄 | | 3 | 24.6 | 41.6 | |
| 京王電鉄 | | 6 | 88.3 | 176.7 | |
| 京急電鉄 | | 2 | 19.5 | 51.1 | |
| 西武鉄道 | | 10 | 99.3 | 152.1 | |
| 小田急電鉄 | | 2 | 29.8 | 96.2 | |
| 北総鉄道 | | 1 | 3.2 | 3.5 | |
| 東京地下鉄 | | 9 | 187.1 | 716.7 | |
| 東京モノレール | | 1 | 17.8 | 14.0 | |
| ゆりかもめ | | 1 | 14.7 | 11.5 | |
| 東京臨海高速鉄道 | | 1 | 12.2 | 26.3 | |
| 多摩都市モノレール | | 1 | 16.0 | 14.4 | |
| 首都圏新都市鉄道 | | 1 | 15.6 | 17.7 | |

(注) 他県に入る路線は、都県境を超えた最初の一駅までを区間とする。

第4節 道路等

- 都には人口、物流拠点の集中などにより旅客、貨物輸送量ともに多いことから、全国的に見て運輸業が集中している。
- 都には、国道、都道、区市町村道、高速自動車国道が走っており、総延長は約24,712km(うち都道は約2,373km)で、総面積は約189.59km²(千代田区約16個分)となっている。
(資料第11 公道現況表 P269)
- また、都内の交通量は、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によれば、1日平均23,216台/24h(区部34,190台/24h、市郡部13,442台/24h)となっている。全国平均交通量は7,786台/24hであり、都の交通量は全国平均の約3倍となっている。
- このように、道路は、都民の生活並びに国内交通・輸送を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な位置を占めている。
(資料第12 都内幹線有料道路現況 P270)
(資料第13 首都高速道路現況 P271)
- 橋りょう、トンネル等についても膨大な交通需要に対応するため、安全で円滑な交通機能を確認し、事故の予防に努める必要がある。
- 令和2年4月1日現在、都が管理している一般橋りょうは1,237橋である。
(資料第14 橋りょう現況表 P273)
- 都建設局が管理しているトンネルは126か所となっている。

第5章 都・区市町村及び防災機関の役割

第1節 東京都

- 1 東京都防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 自衛隊等に対する災害派遣の要請に関すること。
- 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
- 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 7 緊急輸送の確保に関すること。
- 8 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- 9 人命の救助及び救急に関すること。
- 10 消防及び水防に関すること。
- 11 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- 12 外出者の支援に関すること。
- 13 応急給水に関すること。
- 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 17 公共施設の応急復旧に関すること。
- 18 災害復興に関すること。
- 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- 21 事業所防災に関すること。
- 22 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第2節 区市町村

- 1 区市町村防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 緊急輸送の確保に関すること。

第5章 都・区市町村及び防災機関の役割
第3節 指定地方行政機関

- 5 避難の指示等及び誘導に関すること。
- 6 消防(特別区を除く。)及び水防に関すること。
- 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- 8 外出者の支援に関すること。
- 9 応急給水に関すること。
- 10 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 13 公共施設の応急復旧に関すること。
- 14 災害復興に関すること。
- 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- 16 防災市民組織の育成に関すること。
- 17 事業所防災に関すること。
- 18 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第3節 指定地方行政機関

| 名 称 | 内 容 |
|---------------|---|
| 関 東 財 務 局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。 |
| 関 東 信 越 厚 生 局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 東 京 労 働 局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 産業安全(鉱山保安関係を除く。)に関すること。 2 雇用対策に関すること。 |
| 関 東 農 政 局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2 応急用食料・物資の支援に関すること。 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 |

| 名 称 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| | 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事 10 被害農業者に対する金融対策に関する事 |
| 関 東 森 林 管 理 局 | 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事 |
| 関 東 経 済 産 業 局 | 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事 |
| 関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部 | 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事 2 鉱山における保安に関する事 |
| 関 東 地 方 整 備 局 | 1 防災上必要な教育及び訓練に関する事 2 通信施設等の整備に関する事 3 公共施設等の整備に関する事 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 5 官庁施設の災害予防措置に関する事 6 油保管管理施設の調査及び指導に関する事 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に係る情報提供・支援に関する事 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事 11 災害時における復旧資材の確保に関する事 12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事 |
| 関 東 運 輸 局 | 1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関する事 2 災害時における輸送用船舶のあっせんに関する事 3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関する事 4 災害時における輸送用車両のあっせんに関する事 |

第5章 都・区市町村及び防災機関の役割
第3節 指定地方行政機関

| 名 称 | 内 容 |
|---------------------------------|---|
| 東京航空局 (東京空港事務所) (大島空港出張所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。 |
| 第三管区海上保安本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 津波情報等の伝達に関すること。 2 大規模事故に関する情報の収集に関すること。 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関すること。 4 排出油等の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関すること。 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関すること。 6 海上における治安の維持に関すること。 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。 8 その他、大規模事故応急対策に必要な事項 |
| 関東地方測量部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 |
| 東京管区气象台 | <ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象等に関する観測通報、予報、警報等を行い、災害の予防及び軽減、交通の安全確保等に寄与すること。 |
| 関東総合通信局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)の派遣に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。 |

| 名 称 | 内 容 |
|-------------|---|
| 関東地方環境事務所 | 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る。）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。 |
| 北 関 東 防 衛 局 | 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 |

第4節 自衛隊

| 名 称 | 内 容 |
|--------------------------------|--|
| 陸 上 自 衛 隊 第 1 師 団 | 1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 |
| 海 上 自 衛 隊 横 須 賀 地 方 総 監 部 | |
| 航 空 自 衛 隊 作 戦 シ ス テ ム 運 用 隊 | |

第5節 指定公共機関

| 名 称 | 内 容 |
|----------------|--|
| 日 本 郵 便 | <ol style="list-style-type: none"> 1 郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。 3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 |
| N T T 東 日 本 | <ol style="list-style-type: none"> 1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 |
| NTT コミュニケーションズ | <ol style="list-style-type: none"> 1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 |
| N T T ド コ モ | <ol style="list-style-type: none"> 1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 |
| 日 本 銀 行 | <ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 各種措置に係る広報に関すること。 6 海外中央銀行等との連絡・調整に関すること。 |
| 日 赤 東 京 都 支 部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産及び死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 赤十字ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保、供給に関すること。 |

| 名 称 | 内 容 |
|---------------|--|
| | 5 義援金の受付及び配分に関する事(原則として義援品については受け付けない。) 6 災害救援品の支給に関する事。 7 日赤医療施設等の保全、運営に関する事。 8 外国人安否調査に関する事。 9 遺体の検案協力に関する事。 10 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。 |
| 日 本 放 送 協 会 | 1 報道番組(気象予警報及び被害状況等を含む。)に関する事。 2 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関する事。 3 放送施設の保全に関する事。 |
| 東 日 本 高 速 道 路 | 1 道路、施設の建設及び維持管理に関する事。 |
| 中 日 本 高 速 道 路 | 2 災害時の緊急交通路の確保に関する事。 3 道路、施設の災害復旧工事に関する事。 |
| 首 都 高 速 道 路 | 1 首都高速道路等の建設及び保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。 |
| 水 資 源 機 構 | 1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。)又は改築の実施に関する事。 2 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事。 |
| 国 立 病 院 機 構 | 1 国立病院機構の医療の提供に関する事。 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関する事。 |
| K D D I | 1 災害時における重要通信の確保と優先的取扱い 2 固定電話、携帯電話、IP通信などの疎通の確保と被災通信設備の復旧に関する事。 |
| ソ フ ト バ ン ク | 1 災害時における重要通信の確保と優先的取扱い 2 固定電話、携帯電話、IP通信などの疎通の確保と被災通信設備の復旧に関する事。 |
| J R 東 日 本 | 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事。 |
| J R 東 海 | 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。 |
| J R 貨 物 | 1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事。 |

第5章 都・区市町村及び防災機関の役割
第6節 指定地方公共機関

| 名 称 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 東 京 ガ ス | 1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。 |
| 日 本 通 運 | 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送に関すること。 |
| 福 山 通 運 | |
| 佐 川 急 便 | |
| ヤ マ ト 運 輸 | |
| 西 濃 運 輸 | |
| 東 京 電 力 グ ル ー プ | 1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。 |

第6節 指定地方公共機関

| 名 称 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 東 武 鉄 道 | 1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。 |
| 東 急 電 鉄 | |
| 京 成 電 鉄 | |
| 京 王 電 鉄 | |
| 京 急 電 鉄 | |
| 西 武 鉄 道 | |
| 小 田 急 電 鉄 | |
| 東 京 地 下 鉄 | |
| 東 京 モ ノ レ ー ル | |
| ゆ り か も め | |
| 北 総 鉄 道 | |
| 多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル | |
| 東 京 臨 海 高 速 鉄 道 | |
| 首 都 圏 新 都 市 鉄 道 | |
| 東 海 汽 船 | 1 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。 |
| 都 ト ラ ッ ク 協 会 | 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送の協力に関すること。 |
| 都 庁 輸 送 組 合 | |

| 名 称 | 内 容 |
|---------------------|---|
| 都 医 師 会 | 1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案に関すること。 |
| 都 歯 科 医 師 会 | 1 歯科医療活動に関すること。 |
| 都 薬 剤 師 会 | 1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 |
| 献 血 供 給 事 業 団 | 1 血液製剤の供給に関すること。 |
| 都 獣 医 師 会 | 1 動物の医療保護活動に関すること。 |
| T B S テ レ ビ | 1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。 |
| 文 化 放 送 | |
| ニ ッ ポ ン 放 送 | |
| ラ ジ オ 日 本 | |
| エ フ エ ム 東 京 | |
| J - W A V E | |
| ラ ジ オ N I K K E I | |
| I n t e r F M 8 9 7 | |
| T B S ラ ジ オ | |
| 日 本 テ レ ビ | |
| テ レ ビ 東 京 | |
| フ ジ テ レ ビ ジ ョ ン | |
| テ レ ビ 朝 日 | |
| T O K Y O M X | |
| 東 京 バ ス 協 会 | 1 バスによる輸送の確保に関すること。 |
| 東京ハイヤー・タクシー協会 | 1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する こと。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。 |
| 都 個 人 タ ク シ ー 協 会 | 1 タクシーによる輸送の確保に関すること。 |
| 日 本 エ レ ベ ー タ ー 協 会 | 1 エレベーターの応急復旧に関すること。 |

